

尾道市営住宅等に係る指定管理者の候補者の選定について

令和 2 年 11 月 5 日
都市部まちづくり推進課

尾道市営住宅等の指定管理者（指定管理期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）について、選定委員会での審査を踏まえ、次のとおり候補者を選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	堀田・誠和共同企業体
代表者	株式会社堀田組 代表取締役 河本 泰行
住所	尾道市新浜一丁目 9 番 22 号
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間
管理費用提案額	373,350 千円

【選定理由】選定委員会において、提案額、経営実績、業務の執行体制、公共性・公益性・専門性など全体的に高く評価された。

2 施設の概要（令和 2 年 4 月 1 日現在）

所在地及び管理戸数	尾道市営吉和霞ヶ丘住宅（尾道市手崎町 15）外 66 団地 1,327 戸
施設の設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
現指定管理者	堀田・誠和共同企業体

3 申請団体数

1 団体

4 尾道市営住宅等指定管理者選定状況

(1) 選定委員 委員 6 名

ア 委員長 尾道市都市部長

イ 委員 尾道市総務部長、尾道市企画財政部長、有識者 3 名

(2) 審査基準及び結果等

申請者の得点：候補者 931 点（1,200 点満点） 選定委員全員が「適」として評価した。

審査基準	審査項目	評価
事業計画書の内容が、市営住宅等の入居者の平等な使用を確保できるものであること。	・入居者の平等な使用の確保	・入居者の平等な使用の確保は、適正と評価された。

<p>I 管理運営に係る基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の管理にふさわしい理念・運営方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を踏まえた経営理念、管理方針となっていると評価された。
<p>II 事業計画の内容が、市営住宅等の効用を最大限に発揮させるものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の把握と研修体制 ・円滑な引継とその体制 ・入居者管理とその体制 ・健全な住宅内自治組織の育成 ・市営住宅等及び共同施設の居住ルールの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の具体的な方法、体制等が高く評価された。
<p>III 事業計画の内容が、市営住宅等の管理に係る経費の縮減を図られるものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減のための創意工夫 ・収納率の向上 ・受託金提案額の多寡 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率を上げるための取組みや執行体制、管理業務経費や修繕費縮減の効率化が評価された。
<p>IV 事業計画に沿った市営住宅等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営実績 ・業務を行う組織 ・業務窓口の体制 ・業務受付時間 ・緊急時の体制 ・業務の執行体制 ・安定的な経営 ・安全な現金管理 ・個人情報の保護方法 ・トラブル防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設等の管理運営実績、安定的な経営が可能となる基盤、災害・事故等の緊急時に迅速な体制・対応がとれるマニュアル、トラブルとならないための未然防止策などが評価された。
<p>V そのほか、市営住宅等の設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元事業者の活用 ・業務を執行するためのノウハウやアピールしたいこと ・公共性・公益性・専門性 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元事業者の活用や共同住宅の維持管理・保守・修繕等の実績、会社の専門性などが評価された。